

千葉県里親制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、里親制度について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）、里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。）、千葉県児童相談所長委任規則（平成4年規則第10号）及び千葉県児童福祉法施行細則（平成4年規則第59号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、里親制度の運用に必要な事項を定めるものとする。

(里親の責務)

第2条 里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものである。

(里親制度の運営)

第3条 児童相談所長は、里親について必要と思われる事項につき、市長に報告しなければならないものとする。

2 児童相談所長は、関係機関と緊密に連絡を保ち、里親制度が円滑に実施されるように努める。

(里親の種類)

第4条 里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親及び親族里親とする。

(里親の定義)

第5条 養育里親とは、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ、次条第1項各号に定める要件を満たす者のうち、養育里親名簿に登録された者とする。

2 専門里親とは、省令第1条の36各号に掲げる児童を養育する里親として、養育里親名簿に登録された者とする。

3 養子縁組里親とは、要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望し、かつ、省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうち、養子縁組里親名簿に登録された者とする。

4 親族里親とは、省令第1条の39の要件を満たす要保護児童を養育する里親として、認定を受けた者とする。

(里親登録又は認定の要件)

第6条 前条の里親のうち養育里親は、次の要件に該当する者とする。

(1) 省令第1条の35第1項各号に規定する要件を満たすこと。

(2) 里親本人又はその同居人が法第34条の20第1項各号の欠格事由に該当していないこと。

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

2 専門里親は、本条第1項第1号から第3号の全てに該当するほか、省令第1条の37各号の要件に該当する者とする。

3 養子縁組里親は、本条第1項第1号（省令第1条の35第1項第3号を除く。）、第2号及び第3号の全てに該当する者とする。

4 親族里親は、本条第1項第1号（省令第1条の35第1項第2号及び第3号を除く。）、第2号及び第3号の全てに該当するほか、第5条第4項の要件に該当する者とする。

(里親の登録又は認定等)

第7条 里親になることを希望する者は市長に対し、児童相談所長を経て施行細則様式44号の

里親認定等申請書を提出しなければならない。この場合において、施行細則第15条第1項に規定する市長が必要と認める書類とは、次に掲げるとおりとする。ただし、3年以上の養育経験のある専門里親希望者にあつては第1号から第7号までに掲げる書類を省略できるものとする。

- (1) 里親希望者及びその同居人の履歴書
 - (2) 里親希望者の居住する家屋の平面図
 - (3) 健康診断書
 - (4) 課税証明書、源泉徴収票又は確定申告書の控え
 - (5) 親族里親希望者で生活保護受給世帯である場合は、生活保護受給証明書
 - (6) 戸籍謄本又は世帯全員の住民票、親族里親にあつては戸籍謄本
 - (7) 里親希望者及びその同居人の暴力団員ではない旨の誓約書
 - (8) 専門里親希望者にあつては、専門里親研修修了証
 - (9) その他里親としての適否を明らかにする書類
- 2 前項による里親申請を受けたとき児童相談所長は、速やかに児童福祉司等をして調査を行わせ、児童相談所長の意見を付して市長に送付しなければならない。
 - 3 市長は、里親希望者の申請があつた後速やかに登録又は認定の適否につき千葉市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、登録若しくは登録しない旨又は認定若しくは認定しない旨の決定を行うこと。
 - 4 親族里親希望者は里親認定等申請書を提出する前に、あらかじめ児童相談所での養育調整を行うこと。
 - 5 専門里親希望者は、専門里親研修修了後2年以内に申請しなくてはならない。
 - 6 1人の里親希望者について、異なった種類の里親を重複して登録又は認定できるものとする。
 - 7 市長は里親（親族里親を除く。）の登録の決定後速やかに次の事項を里親名簿に登録すること。
 - (1) 登録番号及び登録年月日
 - (2) 住所、氏名、性別及び生年月日、個人番号、職業及び健康状態（認定里親の同居人を含む）
 - (3) 登録の決定を行った年月日
 - (4) 養育里親研修又は養子縁組里親研修を修了した年月日
 - (5) 専門里親の場合はその旨
 - (6) 親族による養育里親の場合にはその旨

（取消し及び変更の届出）

第8条 養育里親又は専門里親が次の場合に至ったときは、次の者が、次の期間内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合は、相続人が、その事実を知った日から30日以内
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人となった場合は、その後見人又は保佐人が、その日から30日以内
 - (3) 第6条第1項第1号から第4号に該当しなくなった場合は、当該養育里親又は専門里親本人が、その日から30日以内
- 2 養育里親及び専門里親が前条の登録事項について変更があつたときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

（登録又は認定の取消し）

第9条 市長は、里親が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該里親に係る登録又は認定を取り消さなければならない。

- (1) 里親から施行細則様式47号の里親認定等取消申請書が提出され、登録又は認定を取り消すべき事由と認められる場合
 - (2) 第8条第1項の届出があつた場合
 - (3) 第8条第1項の届出がないが、その該当事実が判明した場合
 - (4) 不正の手段により里親名簿への登録を受けた場合
- 2 市長は、里親が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該里親に係る登録又は認定を取り消すことができる。

ただし、第1号又は第2号の規定により里親として登録又は認定をしておくことが不適當で

あると認めるときは審議会の意見を聴いたうえ、登録又は認定を取り消すものとする。

- (1) 第6条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 委託された児童の養育に関し、最低基準の規定に違反したとき。
- (3) 法第48条の義務に違反し、受託中の児童を就学させなかった場合
- (4) 市長にすべき届出をせず、又は虚偽の届出をしていたとき。
- (5) 親族里親に対する児童の委託を解除したとき。

3 市長は、専門里親として登録を受けていた者が、第6条第2項の要件に該当しなくなったときは、専門里親である旨の記載を削除しなければならない。

(登録の有効期間)

第10条 養育里親名簿の登録の有効期間は5年とする。ただし、専門里親としての登録の有効期間については2年とする。

2 前項の規定は、登録の更新について準用する。

(登録の更新)

第11条 養育里親名簿の登録は、養育里親又は専門里親の申出により更新するものとする。

2 登録の更新を受けようとする者は、更新研修を受けなければならない。

3 登録更新の申出があった場合において、登録の有効期間の満了の日までに更新研修が行われないとき又は行われているがその全ての課程が修了していないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了の日後もその研修が修了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 市長は、登録の更新を行った場合に審議会に報告するものとする。

(里親への委託に関する共通事項)

第12条 児童相談所長は、法第3条の2の趣旨に則り、児童の最善の利益が図られるよう里親等への委託を優先して検討する。

2 児童相談所長は、法第27条第1項第3号の措置又は措置の変更をしようするときは、児童福祉施設の長、里親支援機関、児童又はその保護者の意見を十分聴き、里親制度の活用を図るように努める。

3 児童相談所長は、里親に児童を委託する場合、里親支援機関等と連携し、児童のアセスメントや里親と児童の調整を十分にした上で、当該児童に最も適合する里親に委託する。この場合において、当該児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切に、可能な限り、その連続性が保障できる里親に委託するよう努めるものとする。

4 児童相談所長は、里親養育における不調は委託児童に心理的な傷を与える危険があるので、里親支援機関等、地域の関係機関などと連帯を図り、支援体制を確立してから委託する。

5 児童相談所長は、疾病の児童等を里親に委託する場合には、知識、経験を有する等それらの児童を適切に養育できると認められる里親に委託する。

6 児童相談所長は、児童を里親に委託する場合、政令第30条の規定に基づき児童福祉司等の中から1人を指名して当該里親の家庭を訪問して必要な指導をさせるとともに、必要に応じて、法第27条第1項第2号の規定に基づき、児童委員に、児童福祉司等と協力して、当該里親の指導をさせることとする。

7 児童相談所長は、児童を里親に委託する場合、里親に対し養育上必要な事項及び指導を担当する児童福祉司、児童委員等（以下「指導担当者」という）の名前を記載した書類を交付する。

8 児童相談所長は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に保育所に入所させ、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に通所させ、又は障害児通所支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護若しくは短期入所を受けさせることができる。

9 児童相談所長は、現に児童を養育している里親に更に他の児童の養育を委託する場合には、指導担当者等の意見を聴いて児童を委託する。この場合において、里親が同時に養育委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計が4人を超える場合や、既に専門里親として委託児童を

養育している場合は、里親や児童の状態を十分把握し、里親への養育の負担が大きくなるよう慎重に行うこととする。

- 1 0 児童相談所長は、児童が兄弟姉妹である等必要と認められる場合には、同時の措置によって、1の里親に対し2人以上の児童を委託できるものとする。
- 1 1 児童相談所長は、里親に委託された児童について、家庭復帰、養子縁組若しくは社会的自立等により里親委託が必要でなくなった場合又は里親委託を継続し難い事由が発生した場合は、児童福祉の観点から、慎重に審査した上で里親委託の解除を行う。
- 1 2 児童相談所長は、未成年後見人が指定され、また選任されている児童であっても、当該児童の福祉のために必要であると認める場合には、里親に委託することができる。この場合において、未成年後見人が当該児童を受託する里親となり、又はすでに当該児童を受託している里親が当該児童の未成年後見人となることを妨げない。
- 1 3 里親に児童（特に乳児又は幼児）を委託する場合には、児童相談所長は、保護者に対し、母子健康手帳を里親に渡すよう指導を行う。この場合において、児童又は児童の保護者が母子健康手帳の交付を受けていないときは、里親に対し、交付を受けるよう指導を行うものとする。

（養育里親への委託）

- 第13条 養育里親への委託については、児童の保護者に対し、養育里親と養子縁組里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や1年以内など短期間委託する場合など、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得る。
- 2 養育里親に短期間委託する場合には、児童の生活環境の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所長は必要な調査をした上、できるだけ当該児童の保護者の居住地近くに居住する養育里親に委託する。
 - 3 児童相談所長は短期間の委託を行う場合、緊急を要するケースが予想されるので、児童委員、社会福祉主事等からの電話連絡等による仮委託として処理するなど、弾力的な運用に配慮する。なお、児童相談所長は、仮委託後速やかに児童の状況、保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託の措置に切り替える。また、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理する。

（専門里親への委託）

- 第14条 専門里親へ委託することが適当な児童の判断については、当該児童が虐待等の行為により受けた心身への有害な影響、非行等の問題及び障害の程度等を見極め、児童相談所が慎重に行うこと。
- 2 児童相談所長は、専門里親に2人目の児童を委託する場合には、1人目の児童が十分安定し2人目の児童の委託について納得しているか、又は1人目の児童について家庭復帰のための準備や調整が本格的に始まった時期が望ましいことに十分留意して行う。
 - 3 専門里親の委託児童は、様々な行動上の問題を起こす場合があることが予想される。このような場合、児童相談所は、関係機関の協力を得て、委託児童と専門里親との間を十分に調整した上で委託を行い、その後のフォローアップに努める。

（養子縁組里親への委託）

- 第15条 児童相談所長は、養子縁組里親に児童を委託する際には、当該里親と永続的な関係を築くことが当該委託児童にとって最善の利益となるように配慮すること。
- 2 児童相談所長は、養子縁組が成立した者に対しても、里親支援機関等により相談等の支援を行う。

（親族里親への委託）

- 第16条 児童相談所長は、両親等児童を現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病等による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合において、当該児童の福祉の観点から、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、扶養義務者及びその配偶者である親族に当該児童の養育を委託する。
- 2 親族里親への委託について、「死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったこと

により、これらの者による養育が期待できない場合」には、虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や精神疾患により養育できない場合なども含まれるものとする。ただし、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討しなければならない。

- 3 民法第877条第1項により、直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務があるが、親族に養育をゆだねた結果、その親族が経済的に生活が困窮し、生計を維持することが困難となってしまう場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。
- 4 扶養義務のない親族に対する里親委託については、養育里親が適用される。

(里親が行う児童の養育)

第17条 里親は、児童福祉法等の規定に基づき、児童の養育を誠実に行う。

- 2 児童相談所長は、委託児童に対して適切な社会的な養育を行うために、必要に応じて、児童相談所、里親支援機関、里親、児童委員、里親支援専門相談員、保健福祉センターなどによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育について協議し、里親の行う児童の養育の向上を図る。
- 3 児童相談所長は、自立支援計画を里親に提示するに当たっては、里親に対し、委託児童の養育において当該里親が果たすべき役割について説明しなければならない。
- 4 里親は、児童に対して、実親のこと等適切な情報提供を適切な時期に行う。その際は、児童相談所と十分な連携を図ることとする。
- 5 里親は、児童の養育について研修や助言を受け、又は自己評価を行うなどにより養育の質の向上に努める。
- 6 里親は、児童と保護者との通信、面会、一時帰宅等については、児童相談所と協議の上、児童の最善の利益にかなう方法で行う。
- 7 里親は、児童の養育に関して問題が生じ又は生じるおそれがある場合及び児童の養育についての疑問や悩みは、1人で抱え込まず、速やかに指導担当者に連絡するとともに、児童相談所等の公的機関又は里親支援機関等の民間団体に相談を行い、児童が健全に育成されるよう努める。
- 8 里親は、児童の養育に関する記録をつける。
- 9 里親は、受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のある者についても、監護、教育又は懲戒に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとることができる。
- 10 里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、受託中の児童を就学させなければならない。
- 11 里親は、必要に応じて法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用することができる。

(里親等への指導)

第18条 児童相談所長は、里親に対し、指導担当者を定期的に訪問させるなどにより、児童の養育について必要な指導を行う。

- 2 児童相談所長は、里親への指導に関して、指導担当者に必要な助言を行う。
- 3 指導担当者は、訪問等により里親に対し指導した事項を児童相談所長に報告し、必要があれば市長に報告する。
- 4 指導担当者は、児童の養育に関して必要な指導を行ったにもかかわらず、里親がこの指導に従わない場合は、児童相談所長を経て、市長に意見を添えて報告する。
- 5 児童相談所長は、連絡先の教示など児童が児童相談所に相談しやすい体制の整備に努める。
- 6 児童相談所長は、指導担当者に定期的に児童の保護者と連絡させるなど、児童の家庭復帰が円滑に行われるよう努める。
- 7 児童相談所長は、委託を受けた里親に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

(里親への支援)

第19条 里親が行う児童の養育は、個人的な養育ではなく、社会的な養育であるので、市長や児童相談所長は、児童の養育の全てを里親に委ねてしまうのではなく、必要な社会資源を利用しながら、里親に対して相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行う。

- 2 市長は、里親支援機関等と連携し、里親からの相談に対応できる体制の整備に努め、里親からの相談や支援を求められた場合、その他速やかに適切な対応を図る。
- 3 児童相談所長は、里親から市長による再委託の措置（一時的な休息の為の援助（レスパイトケア）の措置）の申出があった場合、又は里親の精神的・肉体的疲労度等から市長による再委託の措置（一時的な休息の為の援助の措置）を必要と判断した場合には、児童の養育に配慮し、速やかに委託児童を市長があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設等又は他の里親に再委託する適切な対応を図る。
- 4 市長による再委託の措置（一時的な休息の為の援助の措置）を受けようとする里親は、この措置により児童が心理的に傷つかないように、この措置により児童が委託される里親や児童福祉施設との間で、良好な関係を築くよう努める。

（里親のレスパイト・ケア）

第20条 里親が、一時的な休息のための援助（以下「レスパイト・ケア」という。）を必要とする場合、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して、当該児童の養育を行うことができるものとする。

2 実施方法は次のとおりとする。

- (1) 里親は、レスパイト・ケアを受ける場合、「レスパイト・ケア申請書」（様式1）により、当該児童を委託した児童相談所長に申請すること。この場合において里親は、「児童現況等連絡票」（様式2）により、当該児童の生活状況等についての情報を児童相談所長に提供するものとする。
- (2) 申請を受理した児童相談所長は、レスパイト・ケアの実施施設を迅速に選定し調整を行い、依頼しなければならない。この場合において、依頼を受けた実施施設も児童相談所長に受入れの可否について速やかに連絡するものとする。
- (3) 児童相談所長は、措置の一環として、当該児童を実施施設に再委託するものとし、申請した里親に対し「受入決定通知書」（様式3）、実施施設に対し「再委託決定通知書」（様式4）により通知すること。
- (4) レスパイト・ケアは、児童相談所長が必要と認める日数とする。
- (5) レスパイト・ケア終了時に、実施施設は「受託状況報告書」（様式5）により、委託児童の観察記録を里親及び児童相談所に提出すること。

3 実施上の留意点

- (1) 児童相談所は、レスパイト・ケアの円滑な実施のため、申請した里親に対して、児童の委託前に実施施設を紹介するとともに、委託児童の状況及び里親の意向等を十分考慮して、実施施設を選択するよう配慮すること。
- (2) 里親から日常生活における児童の健康状態及び特性等について十分聴取し、再委託中の注意事項についても実施施設に周知徹底するよう指導すること。

4 経費は次のとおりとする。

(1) 実施施設に対する支弁

実施施設に係る支弁については平成11年4月30日厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下、「児童入所施設措置費等交付要綱」という。）により支弁する。

(2) 保護者からの費用の徴収

ア 里親委託に係る費用徴収

里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

イ レスパイト・ケアに係る費用徴収

徴収を免除する。

（里親への研修）

第21条 養育里親の研修科目等については、省令第1条の34の厚生労働大臣が定める基準(平成21年厚生労働省告示第225号)の規定によるものとし、その詳細は平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」で定めるとおりとする。

2 専門里親の研修科目等については、省令第1条の37第2号の厚生労働大臣が定める基準(平成21年厚生労働省告示第226号)の規定によるものとし、その詳細は平成14年9月5日雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」で定めるとおりとする。

3 養育里親又は専門里親登録の更新に関する研修科目等については、省令第36条の46第2号の厚生労働大臣が定める基準(平成21年厚生労働省告示第227号)の規定によるものとし、その詳細は第1項及び第2項の通知で定めるとおりとする。

4 養子縁組里親及び親族里親の研修については、必要に応じ養育里親の研修を活用する等により適宜行う。

(里親制度の普及)

第22条 市長は、自ら及び児童相談所長、里親支援機関、児童家庭支援センター、保健福祉センター所長、児童委員、民間団体等を通じて、里親希望者及びNPO等の里親制度支援者に対し情報提供、広報活動を行うことはもちろん、民間団体等と協力して広報等の活動を積極的に行うことにより、里親希望者や里親制度支援者の開拓に積極的に努めるとともに、里親制度に対する一般の理解と協力を高めるように努める。

2 児童相談所長は、児童を養育しがたい保護者や児童の養育を希望する者が、児童相談所等に相談に来るよう啓発に努める。

(都道府県間及び他の政令指定都市との連絡)

第23条 他の都道府県及び政令指定都市との連絡については、里親制度の運営について(平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、第13に即して行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、千葉市里親家庭運営要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式 1

レスパイト・ケア申請書

年 月 日

千葉県児童相談所長 様

里親住所
里親氏名

印

下記のとおり、レスパイト・ケアを申請します。

対象児童氏名		男・女	年 月 日生 歳		
申請事由	社会的事由	疾病・出産・冠婚葬祭・事故・災害・出張・看護 公的行事への参加 その他：具体的理由			
	私的事由	旅行・休息 その他：具体的理由			
ケアを要する 期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで				
ケア中の緊急連絡先					
世帯 状況	氏 名	続柄	年齢	職業（勤務先）	備考
参考事項					

様式2

児童現況等連絡票

ふりがな 児童氏名		性別 男・女	生年月日	年 月 日 歳
身体状況	身長 cm 病気： 健康状態：	体重 kg 血液型：		
通学状況	学校 年・幼稚園・保育所・その他（ ） Tel			
身辺処理	食 事	自立 半介助 全介助 介助内容：		
	排 泄	自立 半介助 全介助 介助内容：		
	着 脱	自立 半介助 全介助 介助内容：		
	洗 顔	自立 半介助 全介助 介助内容：		
	入 浴	自立 半介助 全介助 介助内容：		
	睡 眠	時間：	睡眠状態：	
情緒・行動	行 動	指示が聞ける	指示が聞けない	
	なつき方	人なつっこい	普通	関係作りが難しい
	落ち着き	安定	普通	落ち着きがない
生活上の留意点				

様式3

受入決定通知書

第 号
年 月 日

様
様

千葉市児童相談所長

年 月 日付けで申請のあったレスパイト・ケアの申請について
下記のとおり決定したので通知します。

児童氏名		性別	女	生年月日	年 月 日 (歳)
里親氏名					
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
実施施設	施設名 : 住 所 : TEL				
備 考					

様式4

再委託決定通知書

第 号
年 月 日

様
様

千葉県児童相談所長

次のとおり、レスパイト・ケアによる委託が決定したので通知します。

児童氏名		性別		生年月日	年 月 日 (歳)
里親氏名					
里親住所	〒				
実施期間	委託開始年月日	年 月 日 から			
	委託解除年月日	年 月 日 まで			
	委託開始年月日	年 月 日			
	委託解除年月日	年 月 日			
	委託開始年月日	年 月 日			
	委託解除年月日	年 月 日			
	委託開始年月日	年 月 日			
	委託解除年月日	年 月 日			
備考					

様式 5

受託状況報告書

施設名 _____

児童氏名			
生年月日		性別	
委託期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利用理由			
受託期間中の様子等			